

特定非営利活動法人  
埼玉県介護支援専門員協会会報

**さいたまケアマネだより** 《第24号》

＜発行＞特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会（事務局）さいたま市浦和区仲町 2・13・8

**今回の大地震に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます**

東日本巨大地震で亡くなられた方へお悔やみ申し上げます。被災され、大変な困難に立ち向かわれている皆様には心からお見舞い申し上げます。

この混乱の中で利用者の方へのマネジメントされているケアマネジャーさんには心から敬意を表したいと思います。体調に気をつけて支援されることを祈ります。

さて、この緊急時において、介護保険制度の柔軟な運用について多くの通達が発信されておりますが、従来の制度の運用ではとても対応が困難であることは、現場の皆さんの切実な声であります。

そこで当協会は、3月18日、埼玉県に以下の3点を緊急対応として要望をいたしました。  
(詳しくは次ページ、当協会ホームページに掲載しております。)

**○被災者に介護サービスを提供する場合は、行政措置で対応する。**

**○居宅介護支援における運営基準減算を緩和する。**

**○ケアプランチェックや研修等を一時停止する。**

実施に向けて全力を挙げて行きます。会員皆さま、そして介護支援専門員の皆さま、震災対応に関するその他ご要望をお寄せ下さい。(可能な限りメール又は、FAXでお願いいたします)

さて主任介護支援専門員研修Ⅱ期を受講されている皆さんには、残り2日間でしたが、地震により安全と交通手段の確保が難しいことにより研修を中止せざるを得ないことになりました。

誠に申し訳ありませんが、ご了承いただきたいと思います。

レポートによる代替方法により、修了確認となります。4月から主任介護支援専門員としてさらなる研鑽を積まれ、ご活躍をお祈りいたします。

平成 23 年 3 月 18 日

埼玉県福祉部高齢介護課  
課長 奥沢信一様特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会  
理事長 千葉道子**東日本巨大地震に伴う居宅介護支援等の取扱いについて（要望書）**

埼玉県は直接の被災地ではありませんが、停電やガソリン不足等に伴う利用者への対応等で、介護現場は通常の業務に相当の支障が出ております。従業者自身の生活にも負担がかかっております。

このような状況下、更に被災者への支援も考えなくてはなりません。

従って、以下のような取り計らいを要望いたします。

**○被災者に介護サービスを提供する場合は、行政措置で対応してほしい。**

被災者は介護保険証を所持していない、認定情報を知らない、申請をしていない等の状況が考えられます。また、保険者に問い合わせもできない等介護保険制度で対応するには無理があります。（通常でも利用者・家族に複雑な制度を理解していただくのに苦勞いたします。）

暫定プランで対応する等の通知もありますが、いずれの緩和措置であっても、このような非常事態では利用者、現場、そして行政にとっても事務処理上の困難があります。

そもそも介護保険制度は日常の生活の自立支援が目的です。非常事態での被災者の救護に適用することは不適切であると考えます。

地域の介護支援専門員や居宅サービス事業者が、安心して迅速な救護ができるよう、被災者への介護サービスは、老人福祉法等の「措置」による対応をしていただけるようお願いいたします。

老人福祉法等による「措置」ならば、被災者も自己負担分を気にせずに介護サービスを利用できます。

また、「措置」に必要な情報伝達や連絡調整について、介護支援専門員と当協会は、保険者に対して最大限の協力をさせていただきます。

**○居宅介護支援における運営基準減算の緩和をしてほしい。**

利用者宅の停電等への対応が生じたり、また、事業所の停電やガソリン不足等で介護事業所全体が通常の業務ができない状況です。居宅介護支援事業所においても同様で、プラン作成や月 1 回以上の居宅訪問を義務づけているモニタリング等の運営基準を満たすことは困難です。

やむを得ない事情として、3 月分から事態が平常に戻るまでの間、運営基準減算の適用を緩和していただけるようお願いいたします。

**○ケアプランチェックや研修等を一時停止してほしい。**

このような状況下、保険者によるケアプランチェック、保険者や地域包括支援センターによる研修についても、原則として一時停止するように、県から指導していただきますようお願いいたします。

## 24年度の介護保健制度はどうなる ～国会へ上程予定?～

まず、13回にわたって介護保険部会で審議された内容が、11月30日最終版「介護保険制度の見直しに関する意見」としてまとめられ、さらには民主党内で議論され最終的に、大きな課題でありました居宅介護支援費の利用者負担導入が回避されました。

これらの議論を踏まえ24年度介護保険制度見直し案が検討されました。

その内容を、2月22日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議で、大澤範恭老健局総務課長が平成24年の介護保険改正の検討状況を説明された。

以下に概要を示します。紙面の関係で詳細については掲載できませんので、WAMNET→行政資料の上記会議資料でご確認ください。そして、当協会にご意見をお寄せ下さい。

なお、振興課関係についての方針を併せて下記に掲載しますのでご確認ください。

### 制度改正のコンセプトは

#### 地域包括ケアシステムの構築

である。高齢者が地域で自立した生活が営めるように、医療、介護、予防、住まい、生活サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け取り組むものです。

### 具体的な施策として

#### 1. 医療と介護の連携の強化等

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進する環境を整えることを法律上で規定することが考えられている。
- ② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定する。

日常生活圏域の範囲とは、「30分で駆けつけられる圏域」である。自転車で30分か、車で30分かを決め打ちしたものではなく、圏域はその地域の実情に応じた交通手段や時間等を勘案して設定する。

- ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるように、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設する。

○平成 24 年度に創設予定の「24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス」について

法律上、地域密着型サービスとして位置付け、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を組合せたサービスが提供できるよう、圏域ごとに整備する方針を示した。

○ 複合型サービスの創設

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供する複合型事業所を創設する。

これにより、利用者はニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられるようになる。また、事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になり、ケアの体制が構築しやすくなるメリットもある。

④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。

⑤ 介護療養病床の廃止期限（平成 24 年 3 月末）を猶予する。

## 2. 介護人材の確保とサービスの質の向上

① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたん吸引等の実施を可能とする。

② 公表前の調査実施の義務付け廃止など「介護サービス情報の公表」制度の見直しを実施する。

平成 23 年度は、従来通り実施される見込みである。しかし都道府県により柔軟な対応を認めるとされている。

法改正を受けて、更に ア. 事業者の負担軽減、イ. 利用者にとって分かりやすくする、という観点からの見直しが行われる予定。

## 3. 高齢者の住まいの整備

① 有料老人ホーム等における前払い金の返還に関する利用者保護規定を追加する。

② 社会医療法人による特別養護老人ホームの開設を可能にする。

## 4. 認知症対策の推進

① 市民後見人の養成、登録、家庭裁判所への推薦など、市町村における高齢者の権利擁護を推進する。

② 市町村の介護保険計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む

## 5. 保険者による主体的な取り組みの推進

① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保する。

② 地域密着型サービスについて、公募・選考を可能とする。

## 6. 保険料の上昇の緩和

財政安定化基金は都道府県において、介護保険財政に不足が生じることとなった場合に市町村に貸付・交付される仕組みとなっている。現在の残高は約 2850 億円となる見込みである。現在の保険料 4160 円が、自然増や介護職員処遇改善交付金分を合わせると 5080 円から 5180 円に引きあがると試算されている。この上昇を抑えるために、財政安定化基金の取り崩しが検討されている。しかし、これは目的以外使用であるので年度限定が考えられる。

### 以下では関連した振興課に関する事項を掲載します

#### ①モデル事業について

全国 60 市区町村でモデル事業を実施するための経費が計上された。基本的に下記に示す 22 年度の先行事業の内容が踏襲される予定。

実施主体は市町村で、

##### ア) 定期巡回訪問サービス事業

(1 回あたりのサービス時間を概ね 20 分以内とする日常生活上の世話を 1 日数回提供する。

例えば、起床介助→昼食介助→服薬介助→水分補給→就寝介助→深夜の排泄介助など)

##### イ) 24 時間随時の対応サービス事業、

##### ウ) 事業内容の検証に関する事業、

の 3 事業を、全て実施することが必須とされている。

#### ②新たに実施する介護支援専門員研修改善事業について

ア) 国に委員会を設置し、講師の指導や演習の内容・方法等を検討し、その内容を実施主体である都道府県に周知し、実施後の現場の評価を報告してもらい、その後のあり方へと反映していく PDCA サイクルを構築する予定である。

イ) さらに、国の委員会で検討される指導手法等を習得した研修講師を養成するための、指導者研修も国において実施される予定です。

#### ③地域包括支援センター等の適切な運営について

ア. 委託型 (全体の 7 割) のセンターに対して、市町村が包括的支援事業の実施に係る方針を明示する、とともに、

イ. センターに対して、介護保険事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等関係者のネットワーク構築についての努力義務を課すことが検討されている。



#### ④. その他研修

ア. 平成 21 年 4 月より、各研修における講義及び一部又は全部を通信学習することが出来ることになっているので、積極的な導入を検討して欲しい。

イ. 実務未経験者に対する更新研修も国庫補助の対象となる。

出典：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議、J CMA メルマガジン

## はろーケアマネ相談室

 <p><b>相談内容</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ある日夜間に転倒した。</li> <li>・翌日 9 : 00 ~ 10 : 00 訪問介護を受けた。</li> </ul> <p>転倒の報告を受けて、担当の包括支援センター介護支援専門員が訪問し、状況を確認し、相談した結果緊急でショートステイの利用が決まり、夕方に入所した。本ケースの場合、介護報酬請求はどのようにしたらよいのでしょうか。お伺いします</p>
 <p><b>助言</b></p>	<p>今回のケースは、訪問介護を利用した後同日に介護予防短期入所生活介護を利用したものです。この日は、介護予防短期入所生活介護を利用した日と考えて、介護予防訪問介護費は算定せずに日割り計算を行う。</p> <p>根拠： 平成 20 年 4 月 21 日「介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関する Q &amp; A」問 21 によれば、「1 月から介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の利用日数を減じて得た日数により日割り請求すること」</p>

### 法律に係る 困りごと相談室

定期的に法律相談日を設けております。

・相談員 : 当協会顧問弁護士 田中重仁先生

・相談日 : 6 月 21 日 (金) 15 : 00 から 17 : 00 です。

これ以外に、緊急を要する場合は、当協会にご連絡ください。(土、日祝日は除く)

なお、申込書式は、HP からダウンロードしてご使用ください。不明な点は当協会事務局にお問い合わせください (個人情報厳守いたします)

担当 事務局 山本

## 会員更新手続きのお願い

皆さまの貴重な会費から、今期も多くの事業・研修・イベントを開催できましたことに改めてお礼申し上げます。

当協会は 3 月末をもって今年度が終了いたします。会員更新の手続きをお願いし、引き続きご支援・ご協力をお願い致します。

郵便局が近くにない方など、会費納入の利便性を考え納付方法を 3 方式に変更し、選択できるようにしました。銀行振り込みの場合は、振込内容が特定できないため振込された後、FAX など、振込者のお名前、住所、会費名を記入して送信下さい)

➤年会費 : 5,000円 (日本介護支援専門員協会会員の方は、当会会費と一緒に支払下さい。その場合は合計 10,000円)

➤受付開始 : 4月1日から (締切は5月31日です)

➤振込先 :

郵便局

加入者名 : NPO 法人埼玉県介護支援専門員協会

口座番号 : 0120-8-463352

(従来通りの払込取扱票を同封しておりますのでご利用下さい)

銀行  
振込み

銀行名 : 埼玉りそな銀行 浦和中央支店

加入者名 : (特非) 埼玉県介護支援専門員協会

口座番号 : 普通 (店番) 256 (口座) 5320351

ゆうちょ  
銀行

ゆうちょ銀行への振り込み

会の口座内容 : ゆうちょ銀行〇一九店(ゼロイチキューテン)

口座番号 : 当座 (店番) 019 (口座) 0463352

口座名義 : 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会

振込手数料 : 現金の場合 420 から 600 円(銀行により異なる)

: カード 210 から 400 円 (銀行により異なる)

## 表決権行使について

平成 22 年度第 6 回総会において、定款第 30 条表決権等に関する事項

止む得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面、FAX もしくは電子メールで以て表決することが承認されました。

そこで、5 月 28 日実施予定の第 7 回定期総会における表決から実施いたします。

今回、会員の皆さまに、書面・FAX・電子メールいずれかを選択し表決権行使方法について確認させていただきます。なおいずれも複数選択可能でございます。

同封しました下記資料にて、4 月 18 日（月）までにメール又は FAX にてお知らせください。  
書面表決だけの方もお手数ですがお知らせ下さい。

会員番号 _____
お名前 _____
書面表決 <input type="checkbox"/>
FAX 番号 <input type="checkbox"/> _____
電子メールアドレス <input type="checkbox"/> _____

本件専用の送信先 アドレス : [kenshyu.keamane@smail.plala.or.jp](mailto:kenshyu.keamane@smail.plala.or.jp)

FAX : 048-835-4344

### 例

書面表決 OK :  、 FAX OK :  電子メール NO:

(従来どおり)



10.4 川越-初雁氏提供



## 日本介護支援専門員協会埼玉県支部情報

- ❑ 東日本巨大地震について、組織を挙げて対応しています。すでに、「災害の対応について」のメルマガジンは第 13 報に達しています。仙台ではケアマネジャー・ボランティア拠点が設置され、引き続いて岩手、福島県でも準備を始めております。

ケアマネジャーが不足して募集をしております。また、災害対応のヒントもあります。ホームページをぜひご覧ください。

- ❑ **日本介護支援専門員協会埼玉県支部総会の予告**

5 月 28 日（土）埼玉県介護支援専門員協会の総会・基調講演、研究大会終了後

・日 時 17:00 から

・会 場 埼玉教育会館

- ❑ **会員更新手続きのお願い**

来年度の介護保険制度改正に向けて、会員の皆様の力が必要です。会員の皆様の更新をさらには新しく入会していただき、埼玉の声を中央に届けようではありませんか。

### 会報「さいたまケアマネだより」 広告など掲載募集のご案内

広告等の掲載をご希望の方は、事務局までお問い合わせください。案内書類をご送付いたします。

会員のみなさまにおかれましては、広告掲載のご意向をお持ちの方へご紹介していただければ幸いです。

**掲載費用:一回当たり、A4版紙面を基準として**

紙面の 1/2 20,000 円

紙面の 1/4 10,000 円

紙面の 1/8 5,000 円

上記金額は賛助会員の場合、一般の場合はこの金額の 1.5 倍になります。なお、原稿内容により、掲載できない場合もありますことをご了承ください。

## 事務局からのお知らせ

### ① 平成23年度総会のお知らせ

- 日 時 平成 23 年 5 月 28 日 (土) 10時から12時30分
- 会 場 埼玉教育会館 (さいたま市浦和区高砂 3-12-24)

### ②

#### 基調講演

- 講演開始時間 : 13時30分から14時50分(予定)
- 講師 : 埼玉県高齢介護課 課長 奥沢 信一氏  
(変更の可能性あります)
- 演題 : 「介護支援専門員に望むこと」(仮題)

### ③ 研究大会

- 平成 23 年 5 月 28 日 (土) 15時00分～16時30分 (予定)
- 会 場 埼玉教育会館 (さいたま市浦和区高砂 3-12-24)
- テーマ 『 変 革 』

多くの演題応募をお待ちしております。詳細はホームページに掲載いたします。

## 編集後記

今回被災されました皆様には心からお見舞い申し上げます。当協会も、TOP ページで提言しました内容を埼玉県、JCMA にも要望しました結果、各位のご尽力により多くの通達で実現されております。また、他県から埼玉県に移動されました方へのボランティア活動も開始しております。皆様のご協力をお願いします。

なお、このような状況でありますので、今回の広報誌も最小限の内容としましたのでご了承下さい。

発行人： 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 千葉 道子  
特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会事務局  
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館内  
TEL 048-835-4343 FAX 048-835-4344  
Email : jn.kcx\_vau.nd@palette.plala.or.jp

